

1. 技術基準

規則第三条

法第三条第一項の主務省令で定める**技術上の基準**は、**別表第一**の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第三条第一項、第五条、第十四条第一項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
乳幼児用玩具	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。 4 <ol style="list-style-type: none"> (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。 (2) 口、鼻及び顔を覆うことにより、窒息のおそれがないこと。 (3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。 (4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。 (5) 玩具の包装は、口や鼻を覆うことにより窒息のおそれがないこと。 5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。 6 発射体の形状及び構成、玩具の運動エネルギーは、乳幼児又は第三者の生命又は身体に危害を及ぼさない大きさであること。 7 <ol style="list-style-type: none"> (1) 玩具の表面は、生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。 (2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、火傷や怪我など生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。 8 音を発する玩具は、最大音量でも乳幼児の聴力を損ねないこと。 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

運用解釈 2 検査の方式等（1）検査の方式

検査の方式は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（通商産業省令第18号。以下「技術基準省令」という。）第14条によるものとするが、その解釈は**別表**のとおりとする。

なお、技術基準（技術基準省令別表第1の技術上の基準をいう。以下同じ。）を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。

別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1 3 乳幼児用玩具	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。 4 <ol style="list-style-type: none"> (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。 	<p>1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。</p> <p>ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 (4.1、4.2、4.5 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.41 に限る。)</p>

	<p>(2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。</p> <p>(3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。</p> <p>(4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。</p> <p>(5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。</p> <p>5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。</p> <p>6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。</p> <p>7 (1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。</p> <p>(2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。</p> <p>8 音を発する玩具は、最大音量であっても乳幼児の聴力を損ねないこと。</p> <p>9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。</p> <p>10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所(製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所)に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p>	<p>なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。</p> <p>10 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。</p>
--	--	--

2. 使用年齢基準

規則第三条 2 法第三条第二項の主務省令で定める**使用に適した年齢に関する基準**は、**別表第一の二**のとおりとする。

別表第一の二 (第三条第二項関係)

- 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること
- 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと
- 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと
- 四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、子供の保護者等が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

運用解釈 3 子供用特定製品の使用年齢基準

法第12条の2第1項の規定による使用年齢基準は、技術基準省令別表第1の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1) 合理的な根拠に基づくものであること

「合理的な根拠に基づくものであること」とは、子供の身体的・精神的発達の程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じて製品の対象年齢が適切に設定されていることをいう。

例えば、乳幼児用玩具については、上記の考え方と整合する海外のガイドラインである ISO/TR8124-8:2024、N° 11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23 Annex A1 があり、事業者は、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

なお、ISO/TR8124-8:2024 では、使用開始の最少年齢を示すものであり、ある特定の玩具カテゴリーに対して言及される開始年齢が、そのカテゴリーに属する全ての玩具の適正な年齢でなければいけないことを意味するものではなく、ピースの数、寸法、詳細さ及び実物性の水準、特定の玩具の特定の機能によって、対象年齢を変更する／上げることになる可能性があるとしてされている。

(2) 広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと

「広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと」とは、製品を広く知らせ、人の関心を引きつけるための文書、絵図、写真、動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の対象年齢と、製品の対象年齢に矛盾が生じないことをいう。

例えば、製品の包装容器に、1歳未満と合理的に推測できる子供が当該製品で遊んでいる写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売すれば、広告から推定される対象年齢と当該製品の製造事業者又は輸入事業者が設定した対象年齢が矛盾することとなり、使用年齢基準に不適合となる。

(3) 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

(4) 「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、特別な知識等を必要とすることなく、一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

3. 中古品関係

(販売等に係る例外の届出等)

規則第四条

- 4 法第四条第三項第四号の承認を受けようとする者は、様式第二の二による申請書を経済産業大臣（令第十九条第三項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

4. 事業の届出（海外事業者関係）

(事業の届出)

規則第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（令第十九条第四項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第五項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第七項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条第一項及び第四項並びに第十一条において同じ。）に提出しなければならない。

海外事業者関係

- 2 法第六条の規定により事業の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第三による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 一 国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）
 - 二 国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ及び消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省・通商産業省令第一号。以下「施行規則」という。）第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類
 - 三 第十五条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限り。）
 - 四 国内管理人が第十五条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類
 - 五 その他経済産業大臣が必要と認める書類

5. 型式の区分

規則第七条

法第六条第三号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一を全ての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

別表第二 (第七条関係) 別表第二 (第七条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1)主として触るもの (2)主として体を支えるもの (3)その他
	可動部・駆動部・発射体	(1)含むもの (2)その他のもの
	磁石・磁性部品	(1)含むもの (2)その他のもの
	音を発する構造	(1)含むもの (2)その他のもの
	熱源	(1)含むもの (2)その他のもの

6. 工場届出不要の要件

(法第六条第四号の主務省令で定める要件)

規則第七条の二 法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 届出に係る型式の特定製品の設計を行つていること。
- 二 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。
- 三 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。
- 四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

7. 国内管理人の基準

(国内管理人の基準)

規則第十五条の二 法第十一条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 日本に住所を有すること。
- 二 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。
- 三 特定製品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。
- 四 日本語による会話能力を有すること。
- 五 次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。
 - イ 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - ロ 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - ハ 第二号に関する事項
 - ニ 法第十一条第三項前段及び第十二条第三項前段の写しの提供並びに法第十一条第三項後段及び第十二条第三項後段の写しの保存に関する事項
 - ホ 法第四十条の報告の徴収、法第四十一条の立入検査及び法第四十二条の製品の提出に関する事項
 - へ その他経済産業大臣が必要と認める事項
- 六 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。

8. 損害賠償措置

(法第六条第五号の措置の基準)

規則第十六条 法第十一条第五項の法第六条第五号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として填補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつてい

運用解釈案 2 検査の方式等 (5) 法第6条第1項第五号の措置の基準

技術基準省令第16条の被害者に対する損害賠償措置において2以上の者を共同被保険者とする保険契約を保険会社と締結するときは、保険期間中の填補限度額は共同被保険者数に3千万円を乗じた額以上とする。

9. 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言

(子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言)

規則第二十一条の二 法第十二条の二第二項の主務省令で定める子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言は、別表第二の二の特定製品の区分(子供用特定製品であるものに限る。)の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の使用に関して注意を促すための文言の欄において表示すべき文言として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある子供用特定製品については、それぞれの表示すべき文言として掲げる文言を該当する要素について組み合わせたものごとに一の使用に関して注意を促す文言とする。

別表第二の二 (第二十一条の二)

特定製品の区分(子供用特定製品であるものに限る。)	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
乳幼児用玩具	全てのもの	一 使用に適した年齢 二 保護者が見守る旨
	水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
	ゴム製の風船	一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三 破れた風船は速やかに廃棄する旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(引っ張り玩具を除く。)であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児にからまる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(両端が物体に固定されたものに限る。)であつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児にからまる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、十八月未満の乳幼児に使わせない旨

揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨
揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げたことを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二 つりひもなどに絡まって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら外す旨
ヘルメット、帽子又はゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

運用解釈 4 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言（以下「警告表示」という。）は、技術基準省令別表第2の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

（1）使用に適した年齢

「使用に適した年齢」とは、技術基準省令別表第1の2に掲げる使用年齢基準に適合した製品の対象年齢をいう。対象年齢の表示においては、数字、記号、図形又は外国語のみからなる表示は「容易に理解できる方法」に含まれず、例えば、「対象年齢1歳～」、「2歳未満の子供には与えないください。」などの文言で表示することができる。「1+」のような、当該表示のみでは対象年齢の表示であることが一意に定まらないもの、「ForChildrenAges13years」のような外国語であるものは、日本の一般消費者が「容易に理解できる方法」に当たらない。

（2）表示すべき文言

別表第2の2中「表示すべき文言」欄に記載されている文言のうち、「～旨」については、当該文言と文意が変わらない範囲において、必ずしも一語一句規定のとおりを文意を用いる必要がない文言であることを示すものである。例えば、「引っ掛かることがないようにする旨」であれば、「引っ掛かることがないようにすること」「引っ掛からないようにしてください」等の文言がこれに当たり、「引っ掛かること」「取り付けること」等の明らかに文意の異なるものや日本語の表現として間違っているものなどは、これに当たらないこととする。

（3）乳幼児に絡まる可能性のあるひも

別表第2の2中、以下の要素における「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、合理的に予測可能な使用中に、過度の又は複雑な操作なしに、そのひもをもつれさせ「絡まってできる輪」や「引き結び」を形成させる可能性のある付属物、「固定された輪」、結び目、又は類似の特徴が付いているひもをいう。また、「乳幼児に絡まる可能性のないひも」とは、「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」に該当しないひもをいう。

（該当する要素）

- ①「出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引っ張り玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの」
- ②「出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの」

（4）ベッドの上に吊り下げたことを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも

別表第2の2中「揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げたことを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に取り付けるよう、又は壁や天井からベビーベッドの上に吊り下げたことを意図した玩具のひもであつて、乳幼児の手の届かない範囲にあるように意図されたもので、ISO8124-1:2022の4.11.2から4.11.8に適合しないものをいう。

10. 注意を促すための文言の表示の方法

規則第二十一条の二 2 法第十二条の二第二項の規定により表示する前項に規定する使用に関して注意を促す文言は、別表第五の特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げるものにより表示するものとする。

別表第五（第二十一条の二第二項、第二十二条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

運用解釈 5（2）乳幼児用玩具の表示の方法

製品の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することを求めている。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

製品本体において、法第13条第1項及び第3項の規定による子供用特定製品の表示（以下「子供PSCマーク」という。）だけを表示し、警告表示を容器包装に表示することもできる。

また、容器包装がないなど、製品の表面及び容器包装の表面のいずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。

子供PSCマーク及び警告表示は、製品本体に表示すると、製品が使用される際にいつでも使用者又は保護者が容易に確認できることになるが、製品本体が容器包装で覆われれば、一般消費者が製品購入前に確認することは困難となる可能性があるため、製品の購入前にも一般消費者が子供PSCマーク及び警告表示を確認できるようにすることが望ましく、製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。なお、店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合も同様とする。

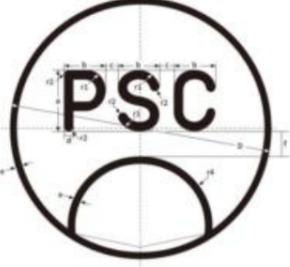
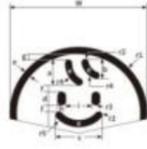
1.1. PSC子供マークの表示の方法

（表示）

規則第二十二条 法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第五第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示
- 二 （略）
- 三 別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示
- 四 別表第五第三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第九に定める様式の表示

別表第8

方式の種類	表示の様式
一 法第13条第1項の主務省令で定める方式	 <p>※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。</p>
二 法第13条第3項の主務省令で定める方式	 <p>※細い実線は、太さのない輪郭を便宜上表すもの。</p>
三 法第13条第1項及び第3項の主務省令で定める方式をあわせて表示する方式	